

あわら市子どもの遊び場基本設計業務

プロポーザル方式評価要領

令和6年11月

あわら市

あわらし子どもの遊び場基本設計業務 プロポーザル方式評価要領

このあわらし子どもの遊び場基本設計業務プロポーザル方式評価要領（以下「評価要領」という。）は、あわらし市が実施するあわらし子どもの遊び場基本設計業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査機関は、別に定めるあわらし子どもの遊び場基本設計業務プロポーザル選定委員会設置要領（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、評価要領に基づき審査を行うものとする。

2 選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催期日及び場所全般

- (1) 選定委員会の開催期日 令和6年11月20日（水）午後
- (2) 開催場所 202会議室（控室：204会議室）
 - ※ ヒアリングの開始時間及び開催場所については、令和6年11月15日（木）に電話、及びメールにて連絡する。
 - ※ ヒアリングの時間は、1社あたり35分間（説明20分/質疑15分）を予定している。

3 選定方法

- (1) 選定は、参加者から提出された提案書等及び参加者による審査会の場でヒアリングに基づいて行う。
- (2) 参加者が4社を超える場合は、選定委員長及び事務局において、提案書等のみによる選定（以下「一次審査」という。）を実施し、上位4社により(1)の審査を行う場合がある。なお、一次審査の結果は、令和6年11月15日（木）に電話、及びメールにて連絡する。
- (3) 参加者が4社以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 選定委員会の委員は、提案書及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計に基づき、合計した総得点により順位を付けるものとする。なお、総得点が高点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

(6) 参加者が1名のみであった場合でも、選定委員会において業務提案書等に基づく選定を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

4 選定項目

- (1) 選定項目、選定の観点及び配点は別紙のとおりとする。
- (2) 基準点と裁量点の合計とする。

5 選定結果の通知

- (1) 選定結果については、各参加者に郵送及びE-mailにより通知する。

【別紙】

1 評価基準及び配点

審査項目		選定の観点	配点		
			基準点	裁量点	備考
1	基本計画の理解度	レイアウトは基本計画に見合った内容となっているか。	5	—	
2	施設概要	各機能の規模・各エリアの配置は適切か。	5	—	
		各機能、各エリアについて具体的提案があるか。	5	20	
		供用開始後の運用例などの具体的提案があるか。	5	15	
3	独創性	同伴者(保護者等)が子どもを連れ、再度訪れたいくなる内容か。	—	15	
		コンセプトが明確で魅力的か。	5	20	
		実現性の高いものか。	5	10	
4	利用者・職員等への配慮	利用する親子に配慮されているものか。	4	10	
		従事する職員等の業務効率性を考慮した内容か。	4	5	
		利用する親子の安全性に配慮されているか。	4	5	
5	維持管理	耐久性やメンテナンス性、修繕面において効率的か。	4	—	
6	当業務価格	$3点 \times \{(\text{最低提案価格}) \div (\text{当該事業者の提案価格})\}$	4	—	小数点以下切捨
		小計	50	100	
		合計	150		

※4社を超える参加がある場合は、基準点の合計により選考する。

選考委員会では、基準点、裁量点の合計により選考する。